

静岡市  
障害福祉サービス等の概要

令和8年4月改正

静岡市

## 目 次

### I 障害福祉サービス（障害者総合支援法）

1	居宅介護	8
2	重度訪問介護	14
3	同行援護	16
4	行動援護	19
5	療養介護	21
6	生活介護	22
7	短期入所	24
8	重度障害者等包括支援	26
9	施設入所支援	28
10	自立訓練（機能訓練）	30
11	自立訓練（生活訓練）	31
12	宿泊型自立訓練	32
13	就労移行支援	33
14	就労継続支援 A 型	35
15	就労継続支援 B 型	37
16	就労定着支援	39
17	就労選択支援	40
18	自立生活援助	41
19	共同生活援助（グループホーム）	43

### II 地域相談支援（障害者総合支援法）

1	地域移行支援	45
2	地域定着支援	46

### III 障害児通所支援（児童福祉法）

1	児童発達支援	47
2	放課後等デイサービス	48
3	訪問型児童発達支援	49
4	保育所等訪問支援	50

## 参 考 資 料

- 1 『介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領）』  
（令和7年1月31日 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉障害福祉課  
こども家庭庁支援局障害児支援課 事務連絡）
- 2 『障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について（事務処理要領）』  
（令和7年1月31日 こども家庭庁支援局障害児支援課事務連絡）
- 3 『平成20年4月以降における通院等介助の取扱いについて』  
（平成20年4月25日 障障発第0425001号 厚生労働省社会・援護  
局障害保健福祉部障害福祉課長通知）
- 4 『障害者総合支援法上の居宅介護（家事援助）等の業務に含まれる「育児支援」の取扱  
いについて』  
（令和3年7月12日 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
障害福祉課 事務連絡）
- 5 『ホームヘルプサービス事業実務問答集の送付について』  
（平成9年7月25日 厚生省大臣官房障害保健福祉部障害福祉課  
身体障害者福祉係長 事務連絡）
- 6 『訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について』  
（平成12年3月17日 老計第10号 厚生省老人保健福祉局  
老人福祉計画課長通知）
- 7 『介護扶助と障害者自立支援法に基づく自立支援給付との適用関係等について』  
（平成19年3月29日 社援保発第0329004号  
厚生労働省社会・援護局保護課長通知）
- 8 『障害者自立支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について』  
（平成19年3月28日 障企発第0328002号、障障発第0328002号  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長、障害福祉課長通知）
- 9 『静岡県指定障害者支援施設入所利用調整要領』  
（平成24年4月12日 静岡県健康福祉部  
障害者政策課長通知）
- 10 『静岡市療養介護利用調整マニュアル』  
（平成25年1月 静岡市保健福祉子ども局福祉部  
障害者福祉課自立支援担当 作成）
- 11 『みんなの移動支援サービス ～静岡市移動支援事業のしおり～』  
（令和6年4月1日 静岡市保健福祉長寿局健康福祉部  
障害者支援推進課自立支援係 作成）
- 12 『就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について』  
（令和6年3月29日 障障発0329第7号  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長）
- 13 『就労選択支援の実施について』  
（令和7年3月31日付 障障発0331第3号厚生労働  
省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長）

## ～はじめに～

### 1 冊子作成の目的

平成 24 年 4 月の障害者自立支援法・児童福祉法の一部改正により、計画相談支援・障害児相談支援が創設されました。それに伴い、障害福祉サービス・障害児通所支援を利用する際にサービス等利用計画・障害児支援利用計画（以下「計画」）の作成が必要となりました。

この冊子は、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者（以下「相談支援事業者」）が、計画を作成する際の参考となるよう障害福祉サービス等の概要（サービス内容、対象者、本市における基準支給量）をまとめたものです。

各相談支援事業者におかれましては、この冊子を参考に適切な計画を作成いただきますようお願いいたします。

また、平成 27 年 4 月からサービス等利用計画案の提出が必須となったことに伴い、いわゆる「セルフプラン」の作成にあたりこの冊子を参考にさせていただくよう再度まとめました。

なお、今後、法改正や厚生労働省からの通知等の発出により、記載内容が変更となる場合がございますのでその旨ご了解ください。

### 2 活用方法

この冊子では、サービスごとに「サービス内容」、「対象者」、「基準支給量」、「支給期間」、「利用者負担」、「留意事項」を記載しています。計画案を作成する際には、これらの情報から、計画作成対象者に適したサービスを選択してください。

なお、本冊子の改正は、令和 7 年 4 月改正となりますが、計画相談支援事業所等の準備期間を考慮し、改定後の基準支給量は、令和 7 年 7 月決定分から適用となります。

### 3 改定履歴

平成 27 年 3 月	平成 25 年 4 月より施行された障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）の内容に対応。①平成 26 年 4 月より、「障害程度区分」が「障害支援区分」へ見直されたこと、②が廃止され、共同生活援助へ一元化されたこと、③地域移行支援の対象者が拡大されたこと、④重度訪問介護の対象者が拡大されたこと等に対応。
平成 27 年 4 月	静岡県障害福祉サービス等支給決定のガイドライン（支給決定基準）の改正に伴い、本資料の標準支給量等を改正
平成 28 年 4 月	静岡県障害福祉サービス等支給決定のガイドライン（支給決定基準）の改正に伴い、本資料の標準支給量等を改正
平成 30 年 4 月	静岡県障害福祉サービス等支給決定のガイドライン（支給決定基準）の改正及び平成 30 年度報酬改定に伴い、本資料の標準支給量等を改正
令和 3 年 4 月	静岡県障害福祉サービス等支給決定のガイドライン（支給決定基準）の改正及び令和 3 年度報酬改定に伴い、本資料の標準支給量等を改正
令和 7 年 4 月	静岡県障害福祉サービス等支給決定のガイドライン（支給決定基準）の改正及び令和 6 年度報酬改定に伴い、本資料の標準支給量等を改正
令和 8 年 4 月	令和 7 年 10 月に新設された就労選択支援の追加に伴う改正

### 3 記載例と解説

#### (1) 記載例

1 OOサービス				
(1) サービス内容	サービスで行われる支援内容が記載されます。			
(2) 対象者	サービスを利用できる対象者が記載されます。			
(3) 基準支給量	1ヶ月あたりの支給可能な時間数の上限が記載されます。本市では、限られたサービス資源の適正利用を図るため、それぞれのサービスに基準支給量を設けています。計画作成の際は、まず、この基準支給量内で支給量を検討し、実際に提供可能なサービス時間を算定してください。			
例：重度訪問介護の場合				
	障害支援区分	最大時間数（時間／月）		
		A	B	C
	区分4 （介護保険併用） （通所サービス併用） （グループホーム併用）	190 107 58	158 89 48	127 72 39
	区分5 （介護保険併用） （通所サービス併用） （グループホーム併用）	238 137 74	198 114 61	159 92 49
	区分6 （介護保険併用） （通所サービス併用） （グループホーム併用）	376 174 107	313 145 89	251 116 72
(4) 支給期間	支給期間が記載されます。			
(5) 利用者負担	利用者負担の内容が記載されます。			
(6) 留意事項	サービス内容や報酬に関して、注意する事項が記載されます。			

#### (2) 対象者について

各サービスを利用するには、まず利用希望者に障害や難病があり、サービスごとの対象者の要件に該当する状態であることが必要です。

具体的には、利用希望者に障害等があることを以下の証書類により確認します。

- ・身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳
- ・自立支援医療受給者証（精神通院医療に限る。）
- ・医師の診断書
- ・特定疾患医療受給者証 など

なお、本市では、各種援助を受け易くする観点から、各障害者手帳の取得を勧めております。手帳の取得には申請から1、2か月かかる場合がありますのでご注意ください。

サービスごとの対象者の要件については、この冊子のサービスごとの記載内容を確認してください。

(3) 基準支給量の算出方法

基準支給量は、申請者等の「介護者の状況 (A,B,C)」、「障害支援区分等」を勘案し、定められています。本市では、この基準支給量を基に支給決定を行っています。

「介護者の状況 (A,B,C)」は、申請時点の介護者状況を下記の項目により市が聞き取り、ABCの判定を行っています。相談支援事業者においては、アセスメント結果を踏まえ ABC の判定を予想していただくか、B、Cの基準支給量にて計画案を作成いただきますようお願いいたします。

「障害支援区分等」は、申請者が申請時点で認定されている区分になります。認定されていない場合には、認定後の区分により、基準支給量が決定します。障害支援区分が認定されていない方は支給決定に併せて認定が行われます。

○「介護者の状況 (A、B、C)」の判定方法 (実際には、市が判定を行います。)

① ポイントの算出

調査項目 (ア～オ) ごとに該当する項目の数値を積算して算出する。

調査項目		選 択 肢	ポイント
ア	介護者の有無	あり	1
		なし	0
イ	介護者の年齢	18歳以上 65歳未満	×1
		18歳未満及び65歳以上	×0.8
		65歳以上で介護保険適用者	×0.5
ウ	介護者の在宅時間	18時間以上	×1.2
		12時間以上 18時間未満	×1
		12時間未満	×0.8
エ	介護者の健康状況	良好	×1
		やや不良	×0.8
		不良	×0.5
オ	利用者以外の同居障害者等	なし	×1
		あり	×0.5
ポイント合計 (ア×イ×ウ×エ×オ)			

② ①により算出されたポイントに基づき、ABCの判定を行う。

区分	算定ポイント	家事・介護能力の判定
A	0.48 未満	障害者単身世帯又は介護者が障害、疾病、高齢、就労等により、日常の家事及び介護の能力に著しく欠けるもの
B	0.48 以上 1 未満	介護者が障害、疾病、高齢、就労等により日常の家事及び介護の能力に欠けるもの
C	1 以上	介護者が日常の家事及び介護の能力に問題がないもの

○「障害支援区分等」について (障害支援区分は、市が認定を行います。)

障害支援区分とは、支給決定手続きの透明化・公平化を図る観点から、市がサービスの種類や量などを決定するための判断材料の一つとして、障害福祉サービスの必要性を明らかにするために、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に表すものです。

サービスには、障害支援区分の認定が必要なサービスと必要でないサービスがありますが、障害支援区分が必要なサービスについては、障害支援区分により基準支給量が設定されています。

また、サービス支給量の公平化の観点から、「介護保険」、「通所サービス」又は「グループホーム」

を利用されている方については、個別に基準支給量が設定されています。

「介護保険」・・・介護保険サービス全般を利用されている方

「通所サービス」・・・障害福祉サービス（日中活動系サービス）、地域活動支援センター、日中一時支援を12日/月以上利用している方

「グループホーム」・・・グループホームに入居されている方

#### (4) 基準支給量の特例

介護者の病気等による入院のために一時的に支給量を超えるサービスを受ける必要がある場合や、現状の支給量で3か月を目安にサービス提供を行い、なお支給量が不足する場合など支援の必要性があると認められる場合は、対象者の居住環境や地域状況を勘案した上で、基準支給量を超えて必要量（月利用時間中の区分（ABC）のうち、Bの1.5倍の量を最大値とする。）を市（区）において支給決定することも可能です。

ただし、この場合の支給決定は2か月を超えない期間とし、2か月を超えて引き続き利用を必要とすることが予測される場合には、(5) 支給決定基準と乖離する支給決定（いわゆる「非定型」の支給決定）のとおり、障害支援区分認定等審査会の意見を聴いた上で個別に適切な支給量を決定します。

#### (5) 支給決定基準と乖離する支給決定（いわゆる「非定型」の支給決定）

個々の障害のある人の事情に応じ、支給決定基準と乖離する支給決定（いわゆる「非定型」の支給決定）を行う必要がある場合には、障害支援区分認定等審査会へ意見を聴いた上で、個別に適切な支給量を決定します。

「非定型」の支給決定を必要とする場合には、通常のサービス申請に加え、別に審査資料として、本人の介護状況を説明する資料の作成をお願いしています。サービス等利用計画案の作成の結果、基準支給量を超える必要があると判断した場合には、その旨をサービス等利用計画案提出時に申請窓口に出してください。

なお、この冊子の基準支給量は現時点での基準であるため、旧制度（ホームヘルプ派遣、支援費）から引き続きサービス利用がある方や決定基準改定前に既にサービスの利用のある方については、個別の理由に応じ、「非定型」の審査によらず基準支給量を超えた決定を行っている場合があります。

#### (6) 支給量の変更について

支給量は一月を単位として定めるため、変更後の支給量は、原則として変更を決定した日の属する月の翌月の初日から適用します。

ただし、短期入所の利用にあたり、やむを得ない事情により緊急に支給量を変更する必要がある場合のみ、変更申請のあった月から適用することとしても差し支えないものとしますが、この取扱いは原則訪問系サービスには適用しません。

#### (7) 介護扶助及び介護保険制度との適用関係について

自立支援給付（障害福祉サービス）と介護扶助又は介護保険制度との適用関係については、以下の厚生労働省からの通知を根拠として、支給決定及び支給量の調整を行います。

- ・『介護扶助と障害者自立支援法に基づく自立支援給付との適用関係等について』

（平成19年3月29日 社援保発第0329004号 厚生労働省社会・援護局保護課長通知）

- ・『障害者自立支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について』

（平成19年3月28日 障企発第0328002号、障障発第0328002号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長、障害福祉課長通知）

# I 障害福祉サービス（障害者総合支援法）

## 1 居宅介護

- 身体介護
- 家事援助
- 通院等乗降介助、通院等介助（身体介護を伴う）、通院等介助（身体介護を伴わない）

### (1) サービス内容

障害者等につき、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行う。

具体的なサービス内容を(7)に例示。

### (2) 対象者

障害支援区分が区分1以上（障害児にあってはこれに相当する心身の状態）である者

ただし、通院等介助（身体介護を伴う場合）を算定する場合にあっては、下記のいずれにも該当する者

- ① 区分2以上に該当していること。
- ② 障害支援区分の認定調査項目のうち、それぞれ(ア)から(カ)までに掲げる状態のいずれか一つ以上に認定されていること。
  - (ア) 「歩行」 「全面的な支援が必要」
  - (イ) 「移乗」 「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」
  - (ウ) 「移動」 「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」
  - (エ) 「排尿」 「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」
  - (カ) 「排便」 「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」

### (3) 基準支給量

支給できる支給量は、利用者の障害支援区分及び介護者の状況（A、B、C）を勘案し、算定する。以下の表は、それぞれの利用者の最大時間数を記載したものである。

#### ①通常の場合（②以外の場合）

障害支援区分	最大時間数（時間／月）		
	A	B	C
区分1 （通所サービス併用）	14	11	9
	12	10	8
区分2 （通所サービス併用） （グループホーム併用）	17	14	12
	16	13	11
	11	9	8
区分3 （通所サービス併用） （グループホーム併用）	26	21	17
	23	19	16
	11	9	8
区分4 （通所サービス併用） （グループホーム併用）	47	39	32
	41	34	28
	17	14	12

区分5 (通所サービス併用)	75	62	50
(グループホーム併用)	66	55	44
	26	21	17
区分6 (通所サービス併用)	107	89	72
(グループホーム併用)	95	79	64
	41	34	28
児童	42	35	28

②家事援助又は通院等介助（身体介護を伴わない）、通院等乗降介助の時間数が居宅介護全体の8割以上を占める場合

障害支援区分	最大時間数（時間／月）		
	A	B	C
区分1 (通所サービス併用)	17	14	12
	16	13	11
区分2 (通所サービス併用)	22	18	15
(グループホーム併用)	20	16	13
	14	11	9
区分3 (通所サービス併用)	33	27	22
(グループホーム併用)	29	24	20
	14	11	9
区分4 (通所サービス併用)	60	50	40
(グループホーム併用)	53	44	36
	21	17	14
区分5 (通所サービス併用)	95	79	64
(グループホーム併用)	84	70	56
	33	27	22
区分6 (通所サービス併用)	137	114	92
(グループホーム併用)	120	100	80
	52	43	35
児童	54	45	36

\*「通所サービス併用」の場合の時間数は、障害福祉サービスにおける日中活動系サービスの他、障害児通所支援、地域活動支援センター、日中一時支援（その目的を日中活動としているものに限る。）等を利用している者であって、一月あたり12日以上支給決定を受けているもの（支給決定を要しない施設等の利用者については、その利用実態において、ひと月あたり12日以上の通所を行っているもの）に適用するものとする。

#### (4) 支給期間

1年の範囲内で、月を単位として市が認める期間（申請を行うことで更新が可能。）

#### (5) 利用者負担

基本的に1割負担。（利用者及び配偶者の所得状況に応じ、利用者負担上限月額が設定される。児童は、保護者の属する世帯の所得状況を勘案し上限月額を決定する。）

## (6) 留意事項

- 身体介護、家事援助のどちらを利用するかは判断としては、提供するサービス内容が身体介護中心の支援か、家事援助中心の支援かで判断すること。それぞれの支援内容については(7)の具体的なサービス内容を確認すること。
- 1回当たりの利用時間は、身体介護3時間以内、家事援助1.5時間以内とする。
- 1日に居宅介護を複数回利用する場合には、概ね2時間以上の間隔を空けなければならない。別のサービス類型を使う場合は間隔が2時間未満の場合もあり得る(身体介護30分、連続して家事援助30分の利用は可能。)
- 身体介護は、1回の算定で、最短30分、最長3時間で30分単位で算定すること。
- 家事援助は、1回の算定で、最短30分、最長1.5時間で15分単位で算定すること。
- 通院等介助は、1回の算定で、最短30分、最長3時間で30分単位で算定すること。
- 通院等乗降介助は、算定単位は1回となる。(通院等乗降介助を1回利用した場合、1回を30分とみなし、基準支給量内で算定する。)
- 以下のいずれかに該当する場合には、同時に2人の居宅介護従業者から支援を受けることができる。この場合はサービス等利用計画案にその旨を記載すること。
  - ①障害者等の身体的理由により1人の従業者による介護が困難と認められる場合
  - ②暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合
- 共同生活援助に入居する者(体験的な利用を行う者を含む。)は、原則として入居中は、居宅介護及び重度訪問介護を利用することはできない。※  
ただし、重度訪問介護、同行援護又は行動援護のいずれかの対象者となれるもので、障害支援区分が4以上の方は、共同生活援助事業所に入居中でも、居宅介護又は重度訪問介護を利用することができる。その場合には、共同生活援助の報酬が通常よりも低い単価となるため、利用する共同生活援助事業所と事前に十分な調整を行う必要がある。※  
※上記の場合の共同生活援助は、いわゆる包括型共同生活援助事業所をいう。外部サービス利用型共同生活援助は受託居宅介護サービスの対象となる。
- 介護保険サービスを利用している者が、その居宅サービスの利用限度額内で不足するホームヘルプを希望する場合の基準支給量については、上記の基準支給量から現に介護保険サービスの訪問介護を利用している時間数を引いた時間数とする。

## (7) 具体的なサービス内容

### ①身体介護

身体介護は、利用者の身体に直接触れて行う介助サービスをいう(そのために必要となる準備、後片付け等の一覧の行為を含む。)

区分	具体的な内容
健康チェック	安否確認、顔色・全体の状態・発汗・体温等についてのチェック等
環境調整	換気・室温・日当たりの調整、ベットのまわりの簡単な整頓、姿勢のずれの修正等
相談援助・情報収集	利用者の介護のための情報収集、生活上の助言・情報提供、話を聞くこと等による心理的支援等
体位変換	褥瘡防止のための臥位姿勢交換
更衣介助	寝間着から普段着への衣類の着脱の介助等
排泄介助	おむつ交換、尿瓶の使用、トイレへの移動、衣服の着脱、排尿・排便介助、姿勢保持のためのクッション等の配置、陰部の清潔、後始末
食事介助	食事姿勢の確保、配膳、エプロンの着用、おしぼりの用意等の準備、スプーン等の付いた自助具の装着、食事の進行に従ってのおかずをきざむ等の介助、本人のペースを重視した摂食介助、終了後の利用者の清潔の確保、利用者の身体状況の

	確認
全身入浴 (手・足浴・洗髪)	浴槽の清掃、湯張り、使用後の清掃、衣服の着脱、浴室までの移動、入浴(浴槽内での安楽・洗髪を含む)、身体状態の確認、髪乾燥等、入浴後の必要な介護
清拭	湯の用意、衣服の着脱、清拭、身体状況の確認等、清拭後の必要な介護、タオル等の後始末
洗顔、身体整容	洗顔、歯磨き、手足の爪切り、耳掃除、髪の手入れ等の日常的な整容
移乗介助	車椅子やベッドへの移乗介助
水分補給・服薬介助	水の準備、薬の確認、薬を飲むのを手伝う、後片付け
起床介助・就寝介助	声かけ・説明、起き上がり介助、ベッドからの移動、就寝準備、ベッドへの移動、ベッドでの仰臥位又は側臥位の確保
特段の専門的配慮をも って行う調理	特段の専門的配慮をもって行う調理(具体的には以下のとおり) ※疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事箋に基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する腎臓食、肝臓食、糖尿食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓食、高脂血症食、痛風食、フェニールケトン尿症食、楓糖尿症食、ホモシスチン尿症食、ガラクトース血症食、嚥下困難者のための流動食、経管栄養のための濃厚流動食、無菌食及び特別な場合の検査食(単なる流動食及び軟食を除く。)

## ②家事援助

家事援助は、身体介護以外の居宅介護であって、掃除、洗濯、調理などの日常生活の援助(そのために必要な一連の行為を含む。)であり、利用者が単身、家族が障害・疾病などのために、本人や家族が家事を行うことが困難な場合に行われるものをいう。

※「家族が障害・疾病など」とは、①家族が障害・疾病がある場合、②家族が高齢で筋力低下している、行うのが難しい家事がある場合、③家族が介護疲れで共倒れ等の深刻な問題が起きてしまうおそれがある場合、④家族が仕事で不在の時に行わなくては日常生活に支障がある場合、をいう。

区分	具体的な内容
健康チェック	安否確認、顔色・全体の状態・発汗・体温等についてのチェック等
環境調整	換気・室温・日当たりの調整、ベッドのまわりの簡単な整頓、姿勢のずれの修正等
相談援助・情報収集	利用者の介護のための情報収集、生活上の助言・情報提供、話を聞くこと等による心理的支援等
ベッドメイク等	シーツの交換等
掃除	利用者の生活上必要な居室内清掃、台所掃除、ゴミ出し等
洗濯	利用者の衣服の洗濯機による洗濯、乾燥、取り入れ等、収納、本人が普段行っている洗濯の仕上がりの確認、アイロンがけ
衣類の整理・補修	利用者の夏冬服の入れ替え、ボタンつけ等
調理・後片付け	食事の調理、配膳、後片付け等
買い物・薬の受取り	買い物内容の確認、金銭の預かり票の発行、買い物(複数店での値段の比較等を含む)、品物と釣り銭の確認等
コミュニケーション介 助	郵便物・請求書・回覧板・チラシ等の代読、手紙・アンケート等の代筆、手話、要約筆記等
掃除補助	利用者が行う掃除の出来具合の確認等
洗濯補助	利用者が行う洗濯の仕上がりの確認等
育児支援 ※	哺乳、乳児浴、乳児の健康把握の補助、言語発達の支援、保育所・学校への連絡援助等、児童の健康な発達、特に言語発達を促進する視点からの支援、保育園・学校等からの連絡帳の手話代読、助言、保育園・学校への連絡援助、利用者(親)

	<p>へのサービスと一体的に行う子ども分の掃除・洗濯・調理、利用者（親）の子どもが通院する場合の付き添い、利用者（親）の子どもが保育所（場合によっては幼稚園）へ通園する場合の送迎</p> <p>（※注意）          ここでいう育児支援は、利用者（親）が本来家庭内で行うべき養育を代替するものであり、次の①から③のすべてに該当する場合に、個々の利用者（親）、子ども、家族等の状況を勘案し、必要に応じて、「居宅介護（家事援助）」又は「重度訪問介護」の対象範囲に含めるものとする。</p> <p>①利用者（親）が障害によって家事や付き添いが困難な場合          ②利用者（親）の子どもが一人では対応できない場合          ③他の家族等による支援が受けられない場合</p>
その他	<p>（視覚障害者の場合）          紛失物の発見、家屋内の安全確認、本人が普段行なっている掃除の出来具合の確認、刃の付いた電気器具等危険を伴うものの掃除</p>

【身体介護・家事援助の対象とならない支援】

- ・直接本人の援助に該当しない行為（例：見守り時間 ※重度訪問介護の場合には必要に応じて見守り時間を含みます。）
- ・利用者以外の者に係る洗濯、調理、買い物、布団干し等（利用者以外の者への援助）
- ・利用者以外の居室の掃除（例：同居家族の居室、共有スペース）  
 ※共有スペースの掃除については、同居家族が行なうことができないと市が判断する場合には、支援内容と認められることがあります。（サービス利用計画案等に同居家族が行なうことができない旨を記載すること。）
- ・来客の応接（お茶、食事の手配など）
- ・草むしり、花木の水やり、植木のせん定などの園芸
- ・犬の散歩などのペットの世話
- ・自家用車の洗車、掃除
- ・日常的に行なわれる家事の範囲を超える行為
- ・大掃除、窓のガラス磨き、床のワックスかけ
- ・室内外家屋の修理、ペンキ塗り
- ・家具、電器器具などの移動、修繕、模様替え
- ・お正月、節句などのために特別な手間をかけて行なう調理
- ・外出については、移動支援、行動援護又は同行援護（視覚障害者対象）を利用すること。『ホームヘルプサービス事業実務問答集の送付について（平成9年7月25日 厚生省大臣官房障害保健福祉部障害福祉課身体障害者福祉係長 事務連絡）』には、支援内容として、身体介護・家事援助の中に「買い物同行」が含まれているが、移動支援、同行援護、行動援護が創設されたことから、外出に関する支援は居宅介護ではなく、移動支援等で実施することになる（重度訪問介護利用者については、外出に関する支援も重度訪問介護の中で実施する。）。

③通院に関する介助（通院等乗降介助、通院等介助、身体介護）

通院に関する介助（通院等乗降介助、通院等介助、身体介護）は、居宅介護対象者に係る病院への通院等のための移動介助又は官公署での公的手続若しくは障害者総合支援法に基づくサービスを受けるための相談に係る移動介助をいう。

区分	具体的な内容
病院等への通院	病院等に通院する場合

官公署での手続き	官公署に公的手続き又は障害福祉サービスの利用に係る相談のために訪れる場合 (官公署：国、都道府県及び市町村の機関、外国公館、指定地域移行支援事業所、指定地域定着支援事業所、指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所)
障害福祉サービス事業所の見学	指定地域移行支援事業所、指定地域定着支援事業所、指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所における相談の結果、見学のために紹介された指定障害福祉サービス事業所を訪れる場合

※目的地が複数あって居宅が始点又は終点となる場合には、指定障害福祉サービス（生活介護、短期入所、機能訓練、生活訓練、就労移行支援、就労継続支援 A・B 型）、指定通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス）、地域活動支援センター、地域生活支援事業の生活訓練等及び日中一時支援から目的地（病院等）への移動に係る通院等介助及び通院等乗降介助に関しても、同一の指定居宅介護事業所が行うことを条件に、算定することができる。

【通院等乗降介助を利用する場合】

- ・通院等乗降介助については、以下のいずれの要件も満たす場合に利用することができる。
  - ①ヘルパー自らの運転する車両への乗車又は降車の介助を行うこと。
  - ②「乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助」及び「移動先における手続き、移動等の介助」を行うこと。

【通院等介助（身体介護を伴う場合）を利用する場合】

- ・通院等のため、ヘルパー自らの運転する車両への乗車又は降車の介助を行う場合であって、以下の要件を満たす場合には「通院等介助（身体介護を伴う場合）」を利用することができる。
  - ①通院等のための乗車・降車の介助を行うことの前後に連続して相当の所要時間（20 分～30 分程度以上）を要し、かつ、手間のかかる身体介護を行う場合

【通院等介助（身体介護を伴わない場合）を利用する場合】

- ・通院等介助（身体介護を伴う場合）の対象者の判断基準に該当しない者について、通院等乗降介助の利用状況に当てはまらない場合に、通院等介助（身体介護を伴わない場合）を利用することとなる。

【身体介護を利用する場合】

- ・「通院等介助（身体介護を伴う場合）」の前において、居宅における外出に直接関連しない身体介護（例：入浴介助、食事介助など）に 30 分～1 時間以上を要し、かつ、当該身体介護が中心である場合には、それらの支援は通算して「居宅における身体介護」となる。  
 ※あらかじめ、このような利用形態である場合には身体介護のみの利用で通院に関する介助を受けることができる。  
 ※この場合、ヘルパー自らの運転する車両を使用するか否かは問わない。

（注意）

- ・「乗車前介助」及び「降車後介助」とは、乗車・降車の介助を行うことの前後に連続して行われる外出に直接関連する身体介護をいう。
- ・院内の移動等の介助は、基本的には院内のスタッフにより対応されるべきものであるが、場合により支援の対象となる。院内介助の必要がある場合には、サービス等利用計画に理由とともにその旨を記載すること。
- ・通院等介助は、ヘルパー自らの運転する車両で移動する場合だけでなく、公共交通機関を利用した場合も対象となる。
- ・通院に関する介助の詳細な内容は、『平成 20 年 4 月以降における通院等介助の取扱いについて平成 20 年 4 月 25 日（障発第 0425001 号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）』参照。

## 2 重度訪問介護

### (1) サービス内容

重度の肢体不自由者又は重度の知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する者であって常時介護を有する障害者につき、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行う。

具体的なサービス内容は居宅介護と同じ。(外出に関する支援は、重度訪問介護のサービス内で行う。)

### (2) 対象者

＜肢体不自由者の場合＞

障害支援区分が区分4以上であって、下記のいずれにも該当する者

- ① 二肢以上に麻痺等があること。
- ② 障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「支援が不要」以外と認定されていること。

＜知的障害又は精神障害がある方の場合＞

障害支援区分4以上であって、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目 12 項目の合計点数が 10 点以上である者

※障害程度区分による認定調査を受けたものについては、障害程度区分の認定調査項目における行動関連項目等の点数が8点以上である者

＜入院中の重度訪問介護の利用について＞

入院中に特別なコミュニケーション支援を受ける必要があって、下記の要件に該当する者

- ・区分4以上に該当し、かつ、病院へ入院又は入所をする前から重度訪問介護を受けていた利用者であること。

### (3) 知的障害又は精神障害がある方についての取扱い

知的障害又は精神障害がある方については、肢体不自由者による場合と異なり、重度訪問介護を利用するにあたっては事前にアセスメントが必要となる。このアセスメントの方法等については、静岡市が作製している「重度訪問介護の新規対象者に伴う事務手続き等について」に基づき手続きを行うこととする。

### (4) 基準支給量

障害支援区分	最大時間数（時間／月）		
	A	B	C
区分4	190	158	127
（通所サービス併用）	107	89	72
（グループホーム併用）	58	48	39
区分5	238	198	159
（通所サービス併用）	137	114	92
（グループホーム併用）	74	61	49
区分6	376	313	251
（通所サービス併用）	174	145	116
（グループホーム併用）	107	89	72

\*「通所サービス併用」の場合の時間数は、障害福祉サービスにおける日中活動系サービスの他、障害児通所支援、地域活動支援センター、日中一時支援（その目的を日中活動としているものに限る。）等を利用している者であって、一月あたり12日以上支給決定を受けているもの（支給決定を要しない施設等の利用者については、その利用実態において、ひと月あたり12日以上通所を行っているもの）に適用するものとする。

## （５）支給期間

1年の範囲内で、月を単位として市が認める期間（申請を行うことで更新が可能。）

## （６）利用者負担

基本的に1割負担。（利用者及び配偶者の所得状況に応じ、利用者負担上限月額が設定される。）

## （７）留意事項

- 重度訪問介護を利用する方は、居宅介護、同行援護、行動援護、移動支援を利用することはできない。
- 以下のいずれかに該当する場合には、同時に2人の重度訪問介護従業者から支援を受けることができる。この場合はサービス等利用計画案にその旨を記載すること。
  - ①障害者等の身体的理由により1人の従業者による介護が困難と認められる場合
  - ②暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合
- 重度訪問介護の熟練者による同行支援
  - 障害支援区分6の利用者に対する支援が当該重度訪問介護事業所に新規に採用された従業者（利用者への支援が1年未満となることが見込まれる者又は採用からおよそ6カ月を経過した従業者は除く。）であるために、意思疎通や適切な体位交換などの必要なサービス提供が十分にうけられないことがないよう、当該利用者の支援に熟練した従業者が同行して支援を行った場合に、それぞれの従業者が行う重度訪問介護につき、所要時間120時間以内に限り、90/100単位を算定する。
  - 重度訪問介護事業者勤務する従業者が重度訪問介護加算対象者（15%加算対象者）に対する支援に初めて従事し支援が行われる場合において、当該利用者の支援に熟練した従業者が同行して支援を行った場合に、それぞれの従業者が行う重度訪問介護につき、所要時間120時間以内に限り、90/100単位を算定する。
- 重度訪問介護の移動介護加算は、原則として一月あたり25時間以内で必用必要量を算定する。
  - ※移動介護加算とは、外出のための身だしなみ等の準備、移動中及び移動先における確認等の追加業務を加算として評価したもの。この移動介護加算の時間以上に外出支援を行うことも可能。
- 共同生活援助に入居する者（体験的な利用を行う者を含む。）は、原則として入居中は、居宅介護及び重度訪問介護を利用することはできない。
  - ただし、重度訪問介護、同行援護又は行動援護のいずれかの対象者となる者で、障害支援区分が4以上の者は、共同生活援助に入居中でも、居宅介護又は重度訪問介護を利用することができる。その場合には、共同生活援助の報酬が通常よりも低い単価となるため、利用する共同生活援助事業所と事前に十分な調整を行う必要がある。
- 介護保険サービスを利用している者が、その居宅サービスの利用限度額内で不足するホームヘルプを希望する場合の基準支給量については、上記の基準支給量から現に介護保険サービスの訪問介護を利用している時間数を引いた時間数とする。
- 重度訪問介護は、居宅介護に比べ支援時間が長時間となるため、サービス利用を開始する際には、サービス提供事業所と十分な調整が必要となる。

### 3 同行援護

- 同行援護

※平成 30 年 4 月 1 日以降に支給決定を行ったもの

#### (1) サービス内容

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の当該障害者等が外出する際の必要な援助を行う。

- 基本的な支援内容については、移動支援と同様（移動支援のしおり参照。）。
- 経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出（通所・通学）は対象外。
- 同行援護では、支援の始点終点が自宅以外でもかまわない。「特定の場所」から「特定の場所」への移動に同行援護を利用することが可能。
- 自宅の中で行う外出の準備については、同行援護の算定の対象外。
- 同行援護と通院等介助には優先順位はなく、通院時のみ同行援護を利用することも可能。利用目的や状況に応じて、利用するサービスを判断すること。

#### (2) 対象者

- 同行援護アセスメント調査票による、調査項目中「視力障害」、「視野障害」及び「夜盲」のいずれかが1点以上であり、かつ、「移動障害」の点数が1点以上の者。（下表参照）

- ※ 盲ろう者を支援した場合の加算の対象者の判定に当たっては、必要に応じて医師意見書を添付することとなるが、身体障害者手帳において、聴覚障害6級以上に該当していることが確認できる場合については、省略して差し支えない。

同行援護アセスメント調査票

調査項目	0点	1点	2点	特記事項	備考
視力障害	1. 普通（日常生活に支障がない。）	2. 約1m離れた視力確認表の図は見る事ができるが、目の前に置いた場合は見る事ができない。 3. 目の前に置いた視力確認表の図は見る事ができるが、遠ざかると見る事ができない。	4. ほとんど見えない。 5. 見えているのか判断不能である。		矯正視力による測定とする。
視野障害	1. 視野障害がない。 2. 視野障害の1点又は2点の事項に該当しない。	3. 周辺視野角度（I/四視標による。以下同じ。）の総和が左右眼それぞれ80度以下であり、かつ、両眼中心視野角度（I/二視標による。以下同じ。）が56度以下である。 4. 両眼開放視認点数が70点以下であり、かつ、両眼中心視野視認点数が40点以下である。	5. 周辺視野角度（I/四視標による。以下同じ。）の総和が左右眼それぞれ80度以下であり、かつ、両眼中心視野角度（I/二視標による。以下同じ。）が28度以下である。 6. 両眼開放視認点数が70点以下であり、かつ、両眼中心視野視認点数が20点以下である。	視力障害の1点又は2点の事項に該当せず、視野に障害がある場合に評価する。	
夜盲	1. 網膜色素変性症等による夜盲等がない。 2. 夜盲の1点の事項に該当しない。	3. 暗い場所や夜間等の移動の際、慣れた場所以外では歩行できない程度の視野、視力等の能力の低下がある。	-	視力障害又は視野障害の1点又は2点の事項に該当せず、夜盲等の症状に著しく困難を来したものを「歩行できない」と判断する。必要に応じて医師意見書を添付する。	人的支援なしに、視覚情報により単独歩行が可能な場合に「歩行できる」と判断する。
移動障害	1. 慣れていない場所であっても歩行ができる。	2. 慣れた場所での歩行のみできる。	3. 慣れた場所であっても歩行ができない。	夜盲による移動障害の場合は、夜間や照明が不十分な場所等を想定したものととする。	人的支援なしに、視覚情報により単独歩行が可能な場合に「歩行できる」と判断する。

注1. 「夜盲等」の「等」については、網膜色素変性症、錐体ジストロフィー、白子症等による「過度の羞明」等をいう。

注2. 「歩行」については、車椅子等による移動手段を含む。

### (3) 基準支給量

障害支援区分	最大時間数（時間／月）		
	A	B	C
障害者 （グループホーム併用）	58	48	39
	17	14	12
児童	58	48	39

\*移動支援から同行援護に移行する障害者（児）については、従前移動支援で認められていた支給量が同行援護の基準支給量よりも多い場合には、従前の移動支援で認められていた支給量を決定することができる。

### (4) 支給期間

1年の範囲内で、月を単位として市が認める期間（申請を行うことで更新が可能。）

### (5) 利用者負担

基本的に1割負担。（利用者及び配偶者の所得状況に応じ、利用者負担上限月額が設定される。児童は、保護者の属する世帯の所得状況を勘案し上限月額を決定する。）

### (6) 留意事項

- 同行援護の対象となる者は同行援護を利用し、移動支援の支給決定を受けることはできない。  
また、行動援護や重度訪問介護を併給することもできない。
- 以下のいずれかに該当する場合には、同時に2人の同行援護従業者から支援を受けることができる。  
この場合はサービス等利用計画案にその旨を記載すること。
  - ①障害者等の身体的理由により1人の従業者による介護が困難と認められる場合
  - ②暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合
- 障害支援区分の認定は、区分3以上支援加算を決定することが不要と見込まれる申請者の場合には行わないものとする。

**4 行動援護**

**(1) サービス内容**

知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって常時介護を要するものにつき、当該障害者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等が行動する際の必要な援助を行う。

- 基本的な支援内容については、移動支援と同様（移動支援のしおり参照。）。
- 経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出（通所・通学）は対象外。

**(2) 対象者**

障害支援区分が区分3以上であって、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目（12項目）等の合計点数が10点以上（障害児にあってはこれに相当する心身の状態）である者（下表参照）

＜重度訪問介護、行動援護及び重度障害者等包括支援の判定基準票（行動関連項目）＞

調査項目	0点			1点		2点	
1 コミュニケーション	日常生活に支障がない			特定の者 であれば できる	会話以外 の方法で できる	独自の方法 でできる	できない
2 説明の理解	理解できる			理解できない		理解できているか 判断できない	
3 大声・奇声を出す	支援が 不要	希に支援が必 要	月に1回以上の 支援が必要	週に1回以上の 支援が必要	ほぼ毎日（週5日以上） の支援が必要		
4 異食行動	支援が 不要	希に支援が必 要	月に1回以上の 支援が必要	週に1回以上の 支援が必要	ほぼ毎日（週5日以上） の支援が必要		
5 多動・行動停止	支援が 不要	希に支援が必 要	月に1回以上の 支援が必要	週に1回以上の 支援が必要	ほぼ毎日（週5日以上） の支援が必要		
6 不安定な行動	支援が 不要	希に支援が必 要	月に1回以上の 支援が必要	週に1回以上の 支援が必要	ほぼ毎日（週5日以上） の支援が必要		
7 自らを傷つける行為	支援が 不要	希に支援が必 要	月に1回以上の 支援が必要	週に1回以上の 支援が必要	ほぼ毎日（週5日以上） の支援が必要		
8 他人を傷つける行為	支援が 不要	希に支援が必 要	月に1回以上の 支援が必要	週に1回以上の 支援が必要	ほぼ毎日（週5日以上） の支援が必要		
9 不適切な行為	支援が 不要	希に支援が必 要	月に1回以上の 支援が必要	週に1回以上の 支援が必要	ほぼ毎日（週5日以上） の支援が必要		
10 突発的な行動	支援が 不要	希に支援が必 要	月に1回以上の 支援が必要	週に1回以上の 支援が必要	ほぼ毎日（週5日以上） の支援が必要		
11 過食・反すう等	支援が 不要	希に支援が必 要	月に1回以上の 支援が必要	週に1回以上の 支援が必要	ほぼ毎日（週5日以上） の支援が必要		
12 てんかん	年に1回以上			月1回以上	週1回以上		

### (3) 基準支給量

障害支援区分	最大時間数（時間／月）		
	A	B	C
区分3 （通所サービス併用） （グループホーム併用）	58	48	39
	45	37	30
	10	8	7
区分4 （通所サービス併用） （グループホーム併用）	78	65	52
	58	48	39
	10	8	7
区分5 （通所サービス併用） （グループホーム併用）	104	86	69
	74	61	49
	10	8	7
区分6 （通所サービス併用） （グループホーム併用）	134	111	89
	88	73	59
	10	8	7
児童	74	61	49

\* 行動援護の支給量は、原則として一月あたり25時間以内で必要量を算定する。  
上記の表での支給量は居宅介護の時間を含んだものとなる。

### (4) 支給期間

1年の範囲内で、月を単位として市が認める期間（申請を行うことで更新が可能。）

### (5) 利用者負担

基本的に1割負担。（利用者及び配偶者の所得状況に応じ、利用者負担上限月額が設定される。児童は、保護者の属する世帯の所得状況を勘案し上限月額を決定する。）

### (6) 留意事項

- ・ 行動援護を利用する方は、移動支援、同行援護、重度訪問介護を利用することはできない。
- ・ 以下のいずれかに該当する場合には、同時に2人の行動援護従業者から支援を受けることができる。この場合はサービス等利用計画案にその旨を記載すること。
  - ① 障害者等の身体的理由により1人の従業者による介護が困難と認められる場合
  - ② 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合

## 5 療養介護

### (1) サービス内容

病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の世話その他必要な医療を要する障害者であって常時介護を要するものにつき、主として昼間において、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を行う。また、療養介護のうち医療に係るものを療養介護医療として提供する。

### (2) 対象者

病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障害者として次に掲げる者

- ① 気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者であって、障害支援区分が区分6の者
- ② 区分5以上に該当し、次の（ア）～（エ）に該当する者
  - （ア） 進行性筋萎縮症患者又は重症心身障害者  
※重症心身障害者（肢体不自由1・2級の身体障害者手帳及びA判定の療育手帳を所持している者）
  - （イ） 医療的ケア判定スコア16以上の者（基本スコア+見守りスコアの合算。以下、同じ。）
  - （ウ） 行動関連項目10点以上であって、医療的ケア判定スコア8点以上の者
  - （エ） 遷延性意識障害があり医療的ケア判定スコア8点以上の者
- ③ ①及び②に準ずる者として、機能訓練、療養上の管理、看護及び医学的管理の下における介護その他必要な医療並びに日常生活上の世話を要する障害者であって、常時介護をするものと静岡市が認めた者

### (3) 基準支給量

障害支援区分	月利用日数（日）
区分5以上	1か月の日数

### (4) 支給期間

3年の範囲内で、月を単位として市が認める期間（申請を行うことで更新が可能。）

### (5) 利用者負担

基本的に1割負担。（利用者及び配偶者の所得状況に応じ、利用者負担上限月額が設定される。）

### (6) 留意事項

- ・療養介護の利用を希望される方は、障害福祉サービスの利用申請書とは別に「静岡市療養介護利用調整マニュアル」に基づく手続きが必要となる。  
※「静岡市療養介護利用調整マニュアル」は、サービス利用の必要性が高い希望者の円滑な利用を確保するため、本市において、利用調整に関する取扱いを定めたものです。この取扱いの中では、利用希望者の心身の状態を記載した調査書等を作成し、利用を希望する事業所に情報提供を行う。（本人承諾の上で情報提供を行う。）

## 6 生活介護

### (1) サービス内容

障害者支援施設その他の以下に掲げる便宜を適切に供与することができる施設において、入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他必要な援助を要する障害者であって、常時介護を要するものにつき、主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な援助を行う。

### (2) 対象者

地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な者として次に掲げる者

- ① 障害支援区分が区分3（障害者支援施設に入所する場合は区分4）以上である者
- ② 年齢が50歳以上の場合は、障害支援区分が区分2（障害者支援施設に入所する場合は区分3）以上である者
- ③ 障害者支援施設に入所する者であって障害支援区分4（50歳以上の場合は障害支援区分3）より低い者のうち、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画の作成の手続きを経た上で、市が利用の組み合わせの必要性を認めた者

※ ③の者のうち以下の者（以下、「新規の入所希望者以外の者」という。）については、原則、平成24年4月以降の支給決定の更新時にサービス等利用計画の作成を求めた上で、引き続き、生活介護の利用を認める。

- ・ 法の施行時の身体・知的の旧法施設（通所施設も含む）の利用者（特定旧法受給者）
- ・ 法の施行後に旧法施設に入所し、継続して入所している者
- ・ 平成24年4月の児童福祉法改正の施行の際に障害児施設（指定医療機関を含む）に入所している者

※施設入所支援と併せて生活介護を利用する場合は、9施設入所支援の項も確認すること。

### (3) 基準支給量

障害支援区分	月利用日数（日）
区分3以上 （入所は区分4以上）	1か月の日数から8を差し引いた日数

ただし、「通所施設を利用する場合の利用日数の取り扱いに係る事務処理等について」（平成18年7月25日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）に基づき、利用日数の例外対象と認められる場合は、支給量を増やすことは可能とする。

### (4) 支給期間

3年の範囲内で、月を単位として市が認める期間（申請を行うことで更新が可能。）

### (5) 利用者負担

基本的に1割負担。（利用者及び配偶者の所得状況に応じ、利用者負担上限月額が設定される。）

### (6) 留意事項

- ・ 日を単位とするサービスの支給量の総和は原則31日を上限とする。ただし、日中系サービスとの併用単価が設定されているサービスはこの限りではない。
- ・ 複数の日中活動系サービスの支給決定を受けている場合でも、同一日に複数の日中活動系サービス（地域活動支援センターを含む。）を利用することはできない。（同一日に同一サービスを異なる事

業所で利用することもできない。)

- 日中活動系サービス終了後においては、一時的な預かりとして、日中一時支援を利用することができる。

## 7 短期入所

- 短期入所
  - 短期入所児
  - 短期入所療養介護
  - 短期入所遷延性意識
  - 短期入所重心児
  - 短期入所遷延性意識児
- } 福祉型短期入所
- } 医療型短期入所

### (1) サービス内容

居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設、児童福祉施設その他の以下に掲げる便宜を適切に行うことができる施設への短期間の入所を必要とする障害者等につき、当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を行う。

### (2) 対象者

#### [福祉型短期入所]

- ② 障害支援区分が区分1以上である障害者
- ② 障害児に必要とされる支援の度合に応じてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める区分における区分1以上に該当する障害児
  - (区分3)
    - 食事、排せつ、入浴及び移動のうち3以上の日常生活動作について全介助を必要とする場合における支援の度合、著しい行動障害を有する場合における支援の度合又はこれらに準ずる場合の支援の度合
  - (区分2)
    - 食事、排せつ、入浴及び移動のうち3以上の日常生活動作について全介助若しくは一部介助を必要とする場合における支援の度合、行動障害を有する場合における支援の度合又はこれらに準ずる場合の支援の度合
  - (区分1)
    - 区分3及び区分2に該当しない場合の支援の度合であり、かつ、食事、排せつ、入浴及び移動のうち1以上の日常生活動作について全介助又は一部介助を必要とする場合における支援の度合

#### [医療型短期入所]

- ① 短期入所療養介護
  - 以下のいずれかに該当する者
    - 区分6に該当し、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸器管理を行っている者
    - 区分5以上に該当し、進行性筋萎縮症に罹患している者若しくは区分5以上に該当する重症心身障害者（肢体不自由1・2級の身体障害者手帳及びA判定の療育手帳を所持している者）
    - 区分が5以上に該当し、かつ、医療的ケア判定スコア16点以上の者
    - 区分5以上に該当し、行動関連項目合計点数が10点以上かつ医療的ケア判定スコア8点以上の者
    - 区分5以上に該当し、遷延性意識障害者であって医療的ケア判定スコアが8点以上の者
- ② 短期入所重心児
  - 重症心身障害児（肢体不自由1・2級の身体障害者手帳及びA判定の療育手帳を所持している児童）
  - 医療的ケアスコア16点以上の障害児
- ③ 短期入所遷延性意識または短期入所遷延性意識児
  - 区分1又は障害児支援区分1以上に該当し、かつ、以下のいずれかに該当するもの

- ・厚生労働大臣が定める基準に規定する基準に適合すると認められた遷延性意識障害者等又はこれに準ずる者（①の重症心身障害者に該当しない重症心身障害者）
- ・医師により筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属すると診断された者

### (3) 基準支給量

障害支援区分	月利用日数（日）
区分1以上	7日以内

ただし、短期入所の性質上、やむを得ない事情により利用が必要と認められる場合は、一時的に支給量を増やすことは可能とする。

※長期（連続）利用日数については、原則 30 日を限度とする。

### (4) 支給期間

1 年の範囲内で、月を単位として市が認める期間（申請を行うことで更新が可能。）

### (5) 利用者負担

基本的に 1 割負担。（利用者及び配偶者の所得状況に応じ、利用者負担上限月額が設定される。児童は、保護者の属する世帯の所得状況を勘案し上限月額を決定する。）

### (6) 留意事項

- ・日を単位とするサービスの支給量の総和は原則 31 日を上限とする。ただし、日中系サービスとの併用単価が設定されているサービスはこの限りではない。
- ・短期入所を利用する日については、原則として日中一時支援を利用することはできない。ただし、緊急やむを得ない場合であって、同一ではない事業所によるサービス提供については利用可能とする。
- ・施設入所者又は共同生活住居に入所（入居）する者は、入所（入居）中は原則として短期入所を利用することはできない。
- ・介護者の一時的な入院等のやむを得ない事情により支給量を増やす場合には、速やかに申請窓口へ支給量の変更の申請を行うこと。
- ・医療型短期入所の支給決定を受けている方は、その受給者証で福祉型短期入所と医療型短期入所の両方を利用することができる。福祉型短期入所の支給決定を受けている方は、福祉型短期入所のみ利用することができ、医療型短期入所を利用することはできない。
- ・年間利用日数については、利用者の居宅における自立した日常生活又は社会生活の維持に十分留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所を利用する日数が年間 180 日を超えないようにしなければならない。

## 8 重度障害者等包括支援

### (1) サービス内容

常時介護を要する障害者等であって、意思疎通を図ることに著しい支障があるもののうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にあるもの並びに知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有するものにつき、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、共同生活援助、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を包括的に提供する。

### (2) 対象者

障害支援区分が区分6（障害児にあっては区分6に相当する心身の状態）に該当する者のうち、意思疎通に著しい困難を有する者であって、以下のいずれかに該当する者

類 型	状態像						
重度訪問介護の対象であって、四肢すべてに麻痺等があり、寝たきり状態にある障害者のうち、右のいずれかに該当する者	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">人工呼吸器による呼吸管理を行っている 身体障害者</td> <td style="text-align: center;"><b>I 類型</b></td> <td>・筋ジストロフィー ・脊椎損傷 ・ALS ・遷延性意識障害 等</td> </tr> <tr> <td>最重度知的障害者</td> <td style="text-align: center;"><b>II 類型</b></td> <td>・重症心身障害者 等</td> </tr> </table>	人工呼吸器による呼吸管理を行っている 身体障害者	<b>I 類型</b>	・筋ジストロフィー ・脊椎損傷 ・ALS ・遷延性意識障害 等	最重度知的障害者	<b>II 類型</b>	・重症心身障害者 等
人工呼吸器による呼吸管理を行っている 身体障害者	<b>I 類型</b>	・筋ジストロフィー ・脊椎損傷 ・ALS ・遷延性意識障害 等					
最重度知的障害者	<b>II 類型</b>	・重症心身障害者 等					
障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目（12項目）等の合計点数が10点以上である者	<b>III 類型</b>	・強度行動障害 等					

#### I 類型

- (1) 障害支援区分6の「重度訪問介護」対象者
- (2) 医師意見書の「2. 身体の状態に関する意見」の「(3) 麻痺」における「左上肢 右上肢 左下肢 右下肢」において、いずれも「ある」に認定（軽、中、重のいずれかにチェックされていること）
- (3) 認定調査項目「1群 起居動作」のうち、「寝返り」、「起き上がり」又は「座位保持」において「全面的な支援が必要」と認定
- (4) 認定調査項目「10群 特別な医療 レスピレーター」において「ある」と認定
- (5) 認定調査項目「6群 認知機能 コミュニケーション」において「日常生活に支障がない」以外に認定

#### II 類型

- (1) 概況調査において知的障害の程度が「最重度」と確認
- (2) 障害支援区分6の「重度訪問介護」対象者
- (3) 医師意見書の「2. 身体の状態に関する意見」中の「(3) 麻痺」における「左上肢 右上肢 左下肢 右下肢」において、いずれも「ある」に認定（軽、中、重のいずれかにチェックされていること）
- (4) 認定調査項目「1群 起居動作 寝返り」「起き上がり」又は「座位保持」において「全面的な支援が必要」と認定
- (5) 認定調査項目「6群 認知機能 コミュニケーション」において「日常生活に支障がない」以外に認定

#### III 類型

- (1) 障害支援区分6の「行動援護」対象者
- (2) 認定調査項目「6群 認知機能 コミュニケーション」において「日常生活に支障がない」以外に認定
- (3) 「行動援護項目得点」が「10点以上」と認定

### (3) 基準支給量

ア 重度障害者等包括支援の支給決定を受ける場合

障害支援区分	月利用単位数（単位／月）		
	A	B	C
区分6 （介護保険併用）	115,776	96,480	77,184
	81,216	67,680	54,144

イ 重度訪問介護の支給決定を受ける場合

障害支援区分	最大時間数（時間／月）		
	A	B	C
区分6 （介護保険併用）	485	404	324
	298	248	199

### (4) 支給期間

1年の範囲内で、月を単位として市が認める期間（申請を行うことで更新が可能。）

### (5) 利用者負担

基本的に1割負担。（利用者及び配偶者の所得状況に応じ、利用者負担上限月額が設定される。）

### (6) 留意事項

- 重度障害者等包括支援は、障害福祉サービスを包括的に提供するものであるため、他の障害福祉サービスとの併給はできない。
- 令和7年4月1日現在で、市内に重度障害者等包括支援を提供する事業所はない。

## 9 施設入所支援

### (1) サービス内容

その施設に入所する障害者につき、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行う。

### (2) 対象者

- ① 生活介護を受けている者であって障害支援区分が区分4（50歳以上の者にあっては区分3）以上である者
- ② 自立訓練又は就労移行支援（以下この②において「訓練等」という。）を受けている者であって、入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められるもの又は地域における障害福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により、通所によって訓練等を受けることが困難な者
- ③ 生活介護を受けている者であって障害支援区分4（50歳以上の場合は障害支援区分3）より低い者のうち、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画の作成の手続きを経た上で、市が利用の組み合わせの必要性を認めた者
- ④ 就労継続支援B型を受けている者のうち、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画の作成の手続きを経た上で、市が利用の組み合わせの必要性を認めた者

※ 現在、市内の入所施設はすべて満床状態であり、重度者の利用を優先するため、③又は④による新規の支給決定は行わない。市外の入所施設の利用の場合はこの限りではない。

※ ③又は④の者のうち「新規の入所希望者以外の者」については、原則、平成24年4月以降の支給決定の更新時にサービス等利用計画の作成を求めた上で、引き続き、施設入所支援の利用を認める。

- ・ 法の施行時の身体・知的の旧法施設（通所施設も含む）の利用者（特定旧法受給者）
- ・ 法の施行後に旧法施設に入所し、継続して入所している者
- ・ 平成24年4月の児童福祉法改正の施行の際に障害児施設（指定医療機関を含む）に入所している者

### (3) 基準支給量

月利用日数（日）
1か月の日数

### (4) 支給期間

3年の範囲内で、月を単位として市が認める期間（申請を行うことで更新が可能。）

### (5) 利用者負担

基本的に1割負担。（利用者及び配偶者の所得状況に応じ、利用者負担上限月額が設定される。）

### (6) 留意事項

- ・ 施設入所支援を受ける障害者については、併せて日中活動系サービスの支給決定を受けることとなるが、当該日中活動系サービス以外の障害福祉サービスについては、原則として利用することはできない。
- ・ 施設入所者又は共同生活住居に入所（入居）する者は、入所（入居）中は原則として短期入所を利用することはできない。
- ・ 施設入所を希望される方は、障害福祉サービスの利用申請書とは別に「静岡県指定障害者支援施設入所利用調整要領」に基づく手続きが必要となる。

※「静岡県指定障害者支援施設入所利用調整要領」は、サービス利用の必要性が高い希望者の円滑な利用を確保するため、静岡県において、利用調整に関する取扱いを定めたもの。この取扱いの中では、利用希望者の心身の状態を記載した利用評価票等を作成し、利用を希望する事業所に情報提供を行うこととなる。（本人承諾の上で情報提供を行う。）

## 10 自立訓練（機能訓練）

### (1) サービス内容

障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所に通わせ、当該障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所において、又は当該障害者の居宅を訪問して行う理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。

### (2) 対象者

地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な身体障害者。具体的には次のような例が挙げられる。

- ① 入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行等を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な者
- ② 特別支援学校を卒業した者であって、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復などの支援が必要な者 等

### (3) 基準支給量

月利用日数（日）
1か月の日数から8を差し引いた日数

ただし、「通所施設を利用する場合の利用日数の取り扱いに係る事務処理等について」（平成 18 年 7 月 25 日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）に基づき、利用日数の例外対象と認められる場合は、支給量を増やすことは可能とする。

### (4) 支給期間

1年の範囲内で、月を単位として市が認める期間（標準利用期間の範囲で、申請を行うことで更新が可能。）

※サービスの長期化を回避するため、標準利用期間が設定されている。標準利用期間が終了した場合は、原則、サービスの利用は終了する。ただし、標準利用期間を超えてさらにサービス利用が必要な場合については、審査会の個別審査を経て、必要性が認められた場合に限り、最大1年間の更新が可能。さらに、自立訓練においては、複数の障害を有する障害者が、それぞれの障害特性に応じた異なるプログラムによる支援を受けることによる効果改善が具体的に見込まれる場合であって、かつ、審査会の個別審査を経て必要性が認められた場合には、当該最大1年間に加え、さらに最大1年間（1回）の更新を可能とする。

標準利用期間：1年6ヶ月

3年（頸髄損傷による四肢麻痺その他これに類する状態にある場合）

### (5) 利用者負担

基本的に1割負担。（利用者及び配偶者の所得状況に応じ、利用者負担上限月額が設定される。）

### (6) 留意事項

- ・日を単位とするサービスの支給量の総和は原則 31 日を上限とする。ただし、短期入所など日中活動系サービスとの併用単価が設定されているサービスは除く。
- ・複数の日中活動系サービスの支給決定を受けている場合でも、同一日に複数の日中活動系サービス（地域活動支援センターを含む。）を利用することはできない。（同一日に同一サービスを異なる事業所で利用することもできない。）
- ・日中活動系サービス終了後においては、一時的な預かりとして、日中一時支援を利用することができる。
- ・暫定支給決定の対象サービス。

## 11 自立訓練（生活訓練）

### (1) サービス内容

障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所に通わせ、当該障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所において、又は当該障害者の居宅を訪問して行う入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。

### (2) 対象者

地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な知的障害者・精神障害者。具体的には次のような例が挙げられる。

- ① 入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行を図る上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な者
- ② 特別支援学校を卒業した者、継続した通院により症状が安定している者等であって、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な者 等

### (3) 基準支給量

月利用日数（日）
1か月の日数から8を差し引いた日数

ただし、「通所施設を利用する場合の利用日数の取り扱いに係る事務処理等について」（平成 18 年 7 月 25 日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）に基づき、利用日数の例外対象と認められる場合は、支給量を増やすことは可能とする。

### (4) 支給期間

1 年の範囲内で、月を単位として市が認める期間（標準利用期間の範囲で、申請を行うことで更新が可能。）

※サービスの長期化を回避するため、標準利用期間が設定されている。標準利用期間が終了した場合は、原則、サービスの利用は終了する。ただし、標準利用期間を超えてさらにサービス利用が必要な場合については、審査会の個別審査を経て、必要性が認められた場合に限り、最大 1 年間の更新が可能。さらに、自立訓練においては、複数の障害を有する障害者が、それぞれの障害特性に応じた異なるプログラムによる支援を受けることによる効果改善が具体的に見込まれる場合であって、かつ、審査会の個別審査を経て必要性が認められた場合には、当該最大 1 年間に加え、さらに最大 1 年間（1 回）の更新を可能とする。

標準利用期間：2 年

3 年（長期入院していた又はこれに類する事由のある障害者の場合）

### (5) 利用者負担

基本的に 1 割負担。（利用者及び配偶者の所得状況に応じ、利用者負担上限月額が設定される。）

### (6) 留意事項

- 日を単位とするサービスの支給量の総和は原則 31 日を上限とする。ただし、短期入所など日中活動系サービスとの併用単価が設定されているサービスは除く。
- 複数の日中活動系サービスの支給決定を受けている場合でも、同一日に複数の日中活動系サービス（地域活動支援センターを含む。）を利用することはできない。（同一日に同一サービスを異なる事業所で利用することもできない。）
- 日中活動系サービス終了後においては、一時的な預かりとして、日中一時支援を利用することがで

- きる。
- ・ 暫定支給決定の対象サービス。

## 12 宿泊型自立訓練

### (1) サービス内容

障害者につき、居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。

### (2) 対象者

生活訓練の対象者のうち、日中、一般就労や障害福祉サービスを利用している者等であって、地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供して帰宅後における生活能力等の維持・向上のための訓練その他の支援が必要な障害者。

### (3) 基準支給量

月利用日数（日）
1 か月の日数

### (4) 支給期間

1年の範囲内で、月を単位として市が認める期間（標準利用期間の範囲で、申請を行うことで更新が可能。）

※サービスの長期化を回避するため、標準利用期間が設定されている。標準利用期間が終了した場合は、原則、サービスの利用は終了する。ただし、標準利用期間を超えてさらにサービス利用が必要な場合については、審査会の個別審査を経て、必要性が認められた場合に限り、最大1年間の更新が可能。

標準利用期間：2年

3年（長期入院していた又はこれに類する事由のある障害者の場合）

### (5) 利用者負担

基本的に1割負担。（利用者及び配偶者の所得状況に応じ、利用者負担上限月額が設定される。）

### (6) 留意事項

- ・ 令和7年4月1日現在で、市内に宿泊型自立訓練を提供する事業所はない。

## 13 就労移行支援

### (1) サービス内容

就労を希望する65歳未満の障害者又は65歳以上の障害者（65歳に達する前5年間（入院その他やむを得ない事由により障害福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く。）引き続き障害福祉サービスに係る支給決定を受けていたものであって、65歳に達する前日において就労移行支援に係る支給決定を受けていた障害者に限る。）であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれるものにつき、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援を行う。

### (2) 対象者

- ① 就労を希望する者であって、単独で就労することが困難であるため、就労に必要な知識及び技術の習得若しくは就労先の紹介その他の支援が必要な65歳未満の者または65歳以上の者
- ② あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゅう師免許を取得することにより、就労を希望する者
- ③ 通常の事業所に雇用されている者であって、通常の事業所に新たに雇用された後の労働時間の延長若しくは休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者

### (3) 基準支給量

月利用日数（日）
1か月の日数から8を差し引いた日数

ただし、「通所施設を利用する場合の利用日数の取り扱いに係る事務処理等について」（平成18年7月25日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）に基づき、利用日数の例外対象と認められる場合は、支給量を増やすことは可能とする。

### (4) 支給期間

1年の範囲内で、月を単位として市が認める期間（標準利用期間の範囲で、申請を行うことで更新が可能。）※養成施設の場合は3年又は5年

※サービスの長期化を回避するため、標準利用期間が設定されている。標準利用期間が終了した場合は、原則、サービスの利用は終了する。ただし、標準利用期間を超えてさらにサービス利用が必要な場合については、審査会の個別審査を経て、必要性が認められた場合に限り、最大1年間の更新が可能。

標準利用期間：2年

3年又は5年（あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格取得を目的とする養成施設を利用する場合）

①労働時間延長支援型：1か月～6か月（既に利用した期間は含まない。）

②復職支援型：1か月～6か月又は休職期間のいずれか短い期間（利用上限：2年）

③短時間型：2年

※就労継続支援B型の対象者に該当しない者が就労継続支援B型を利用するためには、事前に就労移行支援事業所によるアセスメントを受け、就労継続支援B型の利用が適当であるとの評価を得る必要がある。この場合は、評価者の判断により3日間から2ヶ月程度の期間内でアセスメント期間を柔軟に設定することが可能とされていることから、状況に応じて月単位以外の方法で支給期間を設定してよいこととする。

## (5) 利用者負担

基本的に1割負担。(利用者及び配偶者の所得状況に応じ、利用者負担上限月額が設定される。)

## (6) 留意事項

- 日を単位とするサービスの支給量の総和は原則31日を上限とする。ただし、短期入所など日中活動系サービスとの併用単価が設定されているサービスは除く。
- 複数の日中活動系サービスの支給決定を受けている場合でも、同一日に複数の日中活動系サービス(地域活動支援センターを含む。)を利用することはできない。(同一日に同一サービスを異なる事業所で利用することもできない。)
- 日中活動系サービス終了後においては、一時的な預かりとして、日中一時支援を利用することができる。
- 暫定支給決定の対象サービス(養成施設を除く。)

## 14 就労継続支援 A 型

### (1) サービス内容

通常の事業所に雇用されることが困難な障害者のうち適切な支援により雇用契約等に基づき就労する者につき、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。

### (2) 対象者

企業等に就労することが困難な者であって、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65歳未満の者又は65歳以上の者（65歳に達する前5年間（入院その他やむを得ない事由により障害福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く。）引き続き障害福祉サービスに係る支給決定を受けていたものであって、65歳に達する前日において就労継続支援A型に係る支給決定を受けていた者に限る。）具体的には次のような例が挙げられる。

- ① 就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった者
- ② 特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった者
- ③ 企業等を離職した者等就労経験のある者で、現に雇用関係がない者
- ④ 通常の事業所に雇用されている者であって、通常の事業所に新たに雇用された後の労働時間の延長若しくは休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者

### (3) 基準支給量

月利用日数（日）
1か月の日数から8を差し引いた日数

ただし、「通所施設を利用する場合の利用日数の取り扱いに係る事務処理等について」（平成18年7月25日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）に基づき、利用日数の例外対象と認められる場合は、支給量を増やすことは可能とする。

### (4) 支給期間

3年の範囲内で、月を単位として市が認める期間（申請を行うことで更新が可能。更新の際には、本市の自立支援協議会の審査を経る必要がある。）

- 標準利用期間：①労働時間延長支援型：1か月～6か月  
②復職支援型：1か月～6か月又は休職期間のいずれか短い期間（利用上限：2年）  
③短時間型：3年の範囲内で月単位として市が認める期間

### (5) 利用者負担

1割負担（利用者及び配偶者の所得状況に応じ、利用者負担上限月額が設定される。）

### (6) 留意事項

- ・日を単位とするサービスの支給量の総和は原則31日を上限とする。ただし、短期入所など日中活動系サービスとの併用単価が設定されているサービスは除く。
- ・複数の日中活動系サービスの支給決定を受けている場合でも、同一日に複数の日中活動系サービス（地域活動支援センターを含む。）を利用することはできない。（同一日に同一サービスを異なる事業所で利用することもできない。）

- 日中活動系サービス終了後においては、一時的な預かりとして、日中一時支援を利用することができる。
- 暫定支給決定の対象サービス。

## 15 就労継続支援 B 型

### (1) サービス内容

通常の事業所に雇用されることが困難な障害者のうち通常の事業所に雇用されていた障害者であってその年齢、心身の状態その他の事情により引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった者、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった者その他の通常の事業所に雇用されることが困難な者につき、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。

### (2) 対象者

就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない者や、一定年齢に達している者などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される者。具体的には次のような事が挙げられる。

- ① 就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者
- ② 50歳に達している者又は障害基礎年金1級受給者
- ③ ①及び②のいずれにも該当しない者であって、就労選択支援事業者によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている本事業の利用希望者(就労選択支援事業者がない地域においては、就労移行支援事業者等によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている本事業の利用希望者)
- ④ 通常の事業所に雇用されている者であって、通常の事業所に新たに雇用された後の労働時間の延長若しくは休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者

※ 障害者支援施設に入所する者については、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画の作成の手続きを経た上で、市が利用の組み合わせの必要性を認めた者とする。

⑤の者のうち「新規の入所希望者以外の者」については、原則、平成24年4月以降の支給決定の更新時にサービス等利用計画の作成を求めた上で、引き続き、就労継続支援B型の利用を認め、差し支えない。

- ・ 法の施行時の身体・知的の旧法施設（通所施設も含む）の利用者（特定旧法受給者）
- ・ 法の施行後に旧法施設に入所し、継続して入所している者

※就労継続支援B型の対象者に該当しない者が就労継続支援B型を利用するためには、事前に就労移行支援事業所によるアセスメントを受け、就労継続支援B型の利用が適当であるとの評価を得る必要がある。

### (3) 基準支給量

月利用日数（日）
1か月の日数から8を差し引いた日数

ただし、「通所施設を利用する場合の利用日数の取り扱いに係る事務処理等について」（平成18年7月25日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）に基づき、利用日数の例外対象と認められる場合は、支給量を増やすことは可能とする。

### (4) 支給期間

3年の範囲内で、月を単位として市が認める期間（申請を行うことで更新が可能。更新の際には、本市の自立支援協議会の審査を経る必要がある。）

標準利用期間：①労働時間延長支援型：1か月～6か月

②復職支援型：1か月～6か月又は休職期間のいずれか短い期間（利用上限：2年）

③短時間型：3年の範囲内で月単位として市が認める期間

## (5) 利用者負担

基本的に1割負担。(利用者及び配偶者の所得状況に応じ、利用者負担上限月額が設定される。)

## (6) 留意事項

- 日を単位とするサービスの支給量の総和は原則31日を上限とする。ただし、短期入所など日中活動系サービスとの併用単価が設定されているサービスは除く。
- 複数の日中活動系サービスの支給決定を受けている場合でも、同一日に複数の日中活動系サービス(地域活動支援センターを含む。)を利用することはできない。(同一日に同一サービスを異なる事業所で利用することもできない。)
- 日中活動系サービス終了後においては、一時的な預かりとして、日中一時支援を利用することができる。

## 16 就労定着支援

### (1) サービス内容

生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援（以下「就労移行支援等」という。）を利用して、通常の事業所に新たに雇用された障害者の就労の継続を図るため、企業、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整を行うとともに、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言等の必要な支援を行う。

### (2) 対象者

就労移行支援等を利用した後、通常の事業所に新たに雇用された障害者であって、就労を継続している期間が6月（通常の事業所に雇用された後に労働時間の延長の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者として、就労移行支援等を利用した場合は、当該就労移行支援等の終了日の翌日から起算して6カ月、休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者として、就労移行支援等を利用した場合は、復職した日から起算して6カ月）を経過した障害者

### (3) 基準支給量

月利用日数（日）
1か月の日数

### (4) 支給期間

1年の範囲内で、月を単位として市が認める期間（標準利用期間の範囲で、申請を行うことで更新が可能。）

※サービスの長期化を回避するため、標準利用期間が設定されている。標準利用期間が終了した場合は、サービスの利用は終了する。

### (5) 利用者負担

基本的に1割負担。（利用者及び配偶者の所得状況に応じ、利用者負担上限月額が設定される。）

### (6) 留意事項

- 就労移行支援等を利用した後、通常の事業所に新たに雇用された障害者であって、就労を継続している期間が6カ月を経過した障害者であることを確認するため雇用開始が分かる書類の提出が必要（在職証明等）

## 17 就労選択支援

### (1) サービス内容

就労を希望する障害者又は就労の継続を希望する障害者であって、就労移行支援若しくは就労継続支援を受けること又は通常の事業所に雇用されることについて、当該者による適切な選択のための支援を必要とするものにつき、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに就労に関する意向及び就労するために必要な配慮その他の事項の整理を行い、又はこれに併せて、当該評価及び当該整理の結果に基づき、適切な支援の提供のために必要な障害福祉サービス事業を行う者等との連絡調整その他の必要な支援を行う。

### (2) 対象者

就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向を有する者及び現に就労移行支援又は就労継続支援を利用している者

### (3) 基準支給量

月利用日数（日）
1 か月の日数から8を差し引いた日数

### (4) 支給期間

原則 1 か月（最長2か月）

原則は、1 か月であるが、以下の例外事由に該当すると市が判断する場合は、最長で2 か月支給決定が可能。

- ・自分自身に対して過小評価、過大評価を有していたり、自分自身の特性に対する知識等の不足等、進路に関する自己理解に大きな課題があり、自己理解等の改善に向け、1 か月以上の時間をかけた継続的な作業体験を行う必要がある場合
- ・作業に対する集中力や体力の持続、意欲・作業態度の持続に加え、体調や精神面の安定等に課題があり、進路を確定するに当たり、1 か月以上の時間をかけた観察が必要な場合

※支給決定期間のうち、アセスメント期間は、原則 2 週間程度が想定される。

### (5) 利用者負担

基本的に1割負担。（利用者及び配偶者の所得状況に応じ、利用者負担上限月額が設定される。）

### (6) 留意事項

- ・放課後等デイサービスとの同日利用は可能。
- ・障害児入所支援との同日利用は可能。
- ・同一日に障害福祉サービスの日中活動系サービス（生活介護、機能訓練、生活訓練、就労移行支援、就労継続支援 A 型・B 型）と、報酬の併算定は不可。
- ・就労選択支援のサービス提供中は、訪問系サービスの算定不可となるため、就労選択支援の在宅時生活支援加算により算定する。

## 18 自立生活援助

### (1) サービス内容

居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題につき、定期的な巡回又は随時通報を受けて行う訪問、相談対応等により、障害者の状況を把握し、必要な情報の提供及び助言並びに相談、関係機関との連絡調整等の自立した日常生活を営むための環境整備に必要な援助を行う。

### (2) 対象者

居宅において単身であるため又はその家族と同居している場合であっても、家族等の障害・疾病等や当該障害者の生活環境の大きな変化その他の事情により、居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題に対する支援が見込めない状況にある障害者であって、上記アの支援を要する者。具体的には次のような例が挙げられる。

- ① 障害者支援施設、のぞみの園、指定宿泊型自立訓練を行う自立訓練（生活訓練）事業所、児童福祉施設又は療養介護を行う病院に入所していた障害者  
※ 児童福祉施設に入所していた18歳以上の者、障害者支援施設等に入所していた15歳以上の障害者みなしの者も対象。
- ② 共同生活援助を行う住居又は福祉ホームに入居していた障害者
- ③ 精神科病院に入院していた精神障害者
- ④ 救護施設又は更生施設に入所していた障害者
- ⑤ 刑事施設（刑務所、少年刑務所、拘留所）、少年院に収容されていた障害者
- ⑥ 更生保護施設に入所していた障害者又は自立更生促進センター、就業支援センター若しくは自立準備ホームに宿泊していた障害者
- ⑦ 現に地域において一人暮らしをしている障害者又は同居する家族が障害、疾病等（障害者同士で結婚している場合を含む。）により当該家族による支援が見込めないため実質的に一人暮らしと同等の状況にある障害者であって、当該障害者を取り巻く人間関係、生活環境又は心身の状態等の変化により、自立した地域生活を継続することが困難と認められる
- ⑧ 同居する家族に障害、疾病のない場合であっても地域移行支援を利用して退院・退所した者、精神科病院に入退院を繰り返している者、強度行動障害や高次脳機能障害等の状態にある者等、地域生活を営むための支援を必要としている者

### (3) 基準支給量

月利用日数（日）
1か月の日数

### (4) 支給期間

1年の範囲内で、月を単位として市が認める期間（標準利用期間の範囲で、申請を行うことで更新が可能。）

※サービスの長期化を回避するため、標準利用期間が設定されている。標準利用期間が終了した場合は、原則、サービスの利用は終了する。ただし、標準利用期間を超えてさらにサービス利用が必要な場合については、審査会の個別審査を経て、必要性が認められた場合に限り、最大1年間の更新が可能。（複数回可）

標準利用期間：1年

## (5) 利用者負担

基本的に1割負担。(利用者及び配偶者の所得状況に応じ、利用者負担上限月額が設定される。)

## (6) 留意事項

- ・ 障害者が自立した地域生活を営む上で各般の問題に対し、居宅への訪問や随時の相談対応等により当該障害者の状況を把握し、必要な情報提供や助言、連絡調整等の支援を行うものであり、地域定着支援の支援内容を包含するため、地域定着支援との併給はできない。

## 19 共同生活援助（グループホーム）

### (1) サービス内容

共同生活を営むべき住居に入居している障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において行われる相談、入浴、排せつ若しくは食事の介護その他の日常生活上の援助を行い、又はこれに併せて、居宅における自立した日常生活への移行を希望する入居者につき、当該日常生活への移行及び移行後の定着に関する相談その他の主務省令で定める援助を行うことをいう。

### (2) 対象者

障害者（身体障害者にあつては、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限る。）

### (3) 基準支給量

月利用日数（日）
1か月の日数

なお、体験的な利用を行う場合は、各月における1か月の日数を上限として、必要な日数を定めるものとする。

### (4) 受託居宅介護サービスの基準支給量

指定外部サービス利用型共同生活援助事業所を利用する者が介護サービスの提供を必要とする場合は、指定外部サービス利用型共同生活援助事業所と委託契約を提携している指定居宅介護事業所から受託居宅介護サービスの提供を受けることができる。この場合の基準支給量は次のとおりとする。

障害支援区分	最大時間数（時間／月）
区分2	2.5
区分3	10
区分4	15
区分5	21.5
区分6	31.5

### (5) 支給期間

3年の範囲内で、月を単位として市が認める期間（申請を行うことで更新が可能。ただし、サテライト型住居の場合は原則3年の範囲内とし、更新が必要な場合は、審査会の個別審査を経て、必要性が認められた場合に限る。）

### (6) 利用者負担

基本的に1割負担。（利用者及び配偶者の所得状況に応じ、利用者負担上限月額が設定される。）

### (7) 留意事項

- 指定共同生活援助事業所に入居する者（体験的な利用を行う者を含む。）は、原則として入居中は、居宅介護及び重度訪問介護を利用することはできない※。
- ただし、重度訪問介護、同行援護又は行動援護のいずれかの対象者となれるもので、障害支援区分

が4以上の方については、指定共同生活援助事業所に入居中でも、居宅介護又は重度訪問介護を利用することができます。その場合には、共同生活援助の報酬が通常よりも低い単価となるため、利用する共同生活援助事業所と事前に十分な調整を行う必要があります。

※ただし、指定外部サービス利用型共同生活援助の場合は、障害支援区分に応じて受託居宅介護サービス（身体介護と同等）を受けることが可能です。

- 施設入所者又は共同生活住居に入所（入居）する者は、入所（入居）中は原則として短期入所を利用することはできない。
- 共同生活援助に入居する者は、生活寮、福祉ホーム、またはそれに準ずるものを利用することができない。

## Ⅱ 地域相談支援（障害者総合支援法）

### 1 地域移行支援

#### (1) サービス内容

障害者支援施設等に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者その他の地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする者につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を行う。

#### (2) 対象者

以下の者のうち、地域生活への移行のための支援が必要と認められる者。

- ① 障害者支援施設、のぞみの園、児童福祉施設又は療養介護を行う病院に入所している障害者  
※ 児童福祉施設に入所する18歳以上の者、障害者支援施設等に入所する15歳以上の障害者みなしの者も対象。
- ② 精神科病院に入院している精神障害者  
※ 申請者等が精神科病院に入院する精神障害者の場合については、長期に入院していることから地域移行に向けた支援の必要性が相対的に高いと見込まれる直近の入院期間が1年以上の者を中心に対象とすることとするが、直近の入院期間が1年未満である者であっても、例えば、措置入院者や医療保護入院者で住居の確保などの支援を必要とする者や、地域移行支援を行わなければ入院の長期化が見込まれる者についても対象。  
※ 精神科病院には精神科病院以外の病院で精神病室が設けられているものを含む。  
※ 地域移行支援の対象となる精神科病院には、医療観察法第2条第4項の指定医療機関も含まれており、医療観察法の対象となる者に係る支援に当たっては保護観察所と連携すること。
- ③ 救護施設又は更生施設に入所している障害者
- ④ 刑事施設（刑務所、少年刑務所、拘留所）、少年院に収容されている障害者  
※ 保護観察所、地域生活定着支援センターが行う支援との重複を避け、役割分担を明確にする観点等から、特別調整の対象となった障害者（平成21年4月17日法務省保観第244号、法務省矯正局長、保護局長連名通知に基づき、特別調整対象者に選定された障害者をいう。）のうち、矯正施設から退所するまでの間に障害福祉サービスの体験利用や体験宿泊など矯正施設在所中に当該施設外で行う支援の提供が可能であると見込まれるなど指定一般相談支援事業者による効果的な支援が期待される障害者を対象とする。
- ⑤ 更生保護施設に入所している障害者又は自立更生促進センター、就業支援センター若しくは自立準備ホームに宿泊している障害者

#### (3) 基準支給量

月利用日数（日）
1か月の日数

#### (4) 支給期間

6ヶ月の範囲内で、月を単位として市が認める期間（申請を行うことで更新が可能。）

※この期間では、十分な成果が得られず、かつ、引き続き地域移行支援を提供することによる地域生活への移行が具体的に見込まれる場合には、6ヶ月間の範囲内で給付決定期間の更新が可能です。更なる更新については、審査会の個別審査を経て判断します。

#### (5) 利用者負担

利用者負担額はない。

## (6) 留意事項

なし

## 2 地域定着支援

### (1) サービス内容

居宅において単身であるため、又はその家族と同居している場合であっても家族等の障害・疾病等や当該障害者の生活環境の大きな変化その他の事情により、居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題に対する支援が見込めない状況にある単身障害者につき、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他必要な支援を行う。

### (2) 対象者

- ① 居宅において単身であるため緊急時の支援が見込めない状況にある者
  - ② 居宅において家族と同居している障害者であっても、当該家族等が障害、疾病等のため、障害者に対し、当該家族等による緊急時の支援が見込めない状況にある者
  - ③ 居宅において家族と同居している障害者で、同居する家族に障害、疾病のない場合であっても、地域移行支援を利用して退院・退所した者、精神科病院の入退院を繰り返している者、強度行動障害や高次脳機能障害等の状態にある者等、地域生活を営むため緊急時に手厚い支援を必要としている者
- ※ 共同生活援助（退去後（外部サービス利用型）共同生活援助サービス費の支給決定を受けている者を除く。）、宿泊型自立訓練の入居者に係る常時の連絡体制の整備、緊急時の支援等については、通常、当該事業所の世話人等が対応することとなるため、対象外。
- ※ 上記①又は②の者のうち医療観察法の対象となる者に係る支援に当たっては保護観察所と連携すること。

### (3) 基準支給量

月利用日数（日）
1か月の日数

### (4) 支給期間

1年の範囲内で、月を単位として市が認める期間（申請を行うことで更新が可能。）

※対象者や同居する家族等の心身の状況や生活状況、緊急時支援の実績等を踏まえ、引き続き地域生活を継続していくための緊急時の支援体制が必要と見込まれる場合には、1年間の範囲内で給付決定期間の更新が可能です。（更なる更新についても、必要性が認められる場合については更新可。）

### (5) 利用者負担

利用者負担額はなし。

### (6) 留意事項

・ 障害者が自立した地域生活を営む上で各般の問題に対し、居宅への訪問や随時の相談対応等により当該障害者の状況を把握し、必要な情報提供や助言、連絡調整等の支援を行うものであり、地域定着支援の支援内容を包含するため、自立生活援助との併給はできない。

## Ⅲ 障害児通所支援（児童福祉法）

### 1 児童発達支援

#### (1) サービス内容

日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得並びに集団生活への適応のための支援その他の必要な支援又はこれに併せて治療を行う。

#### (2) 対象者

療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障害児。

具体的には次のような例が考えられる。

- ① 市が行う乳幼児健診等で療育の必要性があると認められた児童
- ② 保育所や幼稚園に在籍しているが、併せて、指定児童発達支援事業所において、専門的な支援を受ける必要があると認められた児童  
治療については、肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められた障害児。

#### (3) 基準支給量

月利用日数（日）
1か月の日数から8を差し引いた日数

※障害児の状態等に鑑み、福祉事務所が必要と判断した場合には、原則の日数を超えて利用することができるものとする。

#### (4) 支給期間

1年の範囲内で、月を単位として市が認める期間（申請を行うことで更新が可能。）

#### (5) 利用者負担

基本的に1割負担。（児童の保護者の属する世帯の所得状況を勘案し利用者負担上限月額を決定する。）

#### (6) 留意事項

- ・日を単位とするサービスの支給量の総和は原則 31 日を上限とする。ただし、短期入所など日中活動系サービスとの併用単価が設定されているサービスは除く。
- ・主として障害児の家族の就労支援又は障害児を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とする場合には、地域生活支援事業の日中一時支援等を活用すること。

## 2 放課後等デイサービス

### (1) サービス内容

生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行う。

### (2) 対象者

学校教育法第1条に規定している学校（幼稚園及び大学を除く。）又は専修学校等（専修学校及び各種学校をいう。）に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた障害児

### (3) 基準支給量

月利用日数（日）
1か月の日数から8を差し引いた日数

※障害児の状態等に鑑み、福祉事務所が必要と判断した場合には、原則の日数を超過して利用することが出来るものとする。

### (4) 支給期間

1年の範囲内で、月を単位として市が認める期間（申請を行うことで更新が可能。）

### (5) 利用者負担

基本的に1割負担。（児童の保護者の属する世帯の所得状況を勘案し利用者負担上限月額を決定する。）

### (6) 留意事項

- 日を単位とするサービスの支給量の総和は原則 31 日を上限とする。ただし、短期入所など日中活動系サービスとの併用単価が設定されているサービスは除く。
- 主として障害児の家族の就労支援又は障害児を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とする場合には、地域生活支援事業の日中一時支援等を活用すること。

### 3 居宅訪問型児童発達支援

#### (1) サービス内容

居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行う。

#### (2) 対象者

重度の障害の状態その他これに準ずるものとして厚生労働省令で定める状態にあり、児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難であると認められた障害児

※なお、重度の障害の状態その他これに準ずるものとして厚生労働省令で定める状態とは、次に掲げる状態とする（則第1条の2の3）。

- ①人工呼吸器を装着している状態その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある場合
- ②重い疾病のため感染症にかかるおそれがある状態にある場合

#### (3) 基準支給量

月利用日数（日）
1か月の日数から8を差し引いた日数

※対象児は、著しく外出が困難な障害児であり、体調が不安定であることが想定されるため、支給決定日数は週2日を目安とする。（平成30年3月6日厚生労働省事務連絡参照）。

※障害児の状態等に鑑み、福祉事務所が必要と判断した場合には、原則の日数を超過して利用することができるものとする。

#### (4) 支給期間

1年の範囲内で、月を単位として市が認める期間（申請を行うことで更新が可能。）

#### (5) 利用者負担

基本的に1割負担。（児童の保護者の属する世帯の所得状況を勘案し利用者負担上限月額を決定する。）

#### (6) 留意事項

- ・単なる見守りや送迎者の不在などの障害児本人の状態以外の理由による利用は適当ではないことから、障害児相談支援事業所による障害児支援利用援助等の利用を必須（障害児相談支援事業所が作成した障害児支援利用計画案の提出を必須）とする。
- ・医師の診断書や児童相談所の意見書など客観的な評価を求めること。
- ・日を単位とするサービスの支給量の総和は原則31日を上限とする。ただし、短期入所など日中活動系サービスとの併用単価が設定されているサービスは除く。
- ・居宅訪問型児童発達支援については、対象者が、児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難であると認められた障害児であることから、児童発達支援等と組み合わせて通所給付決定を行うことは、原則として想定されないものであるが、通所施設へ通うための移行期間として組み合わせることは差し支えない。

## 5 保育所等訪問支援

### (1) サービス内容

障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行う。

### (2) 対象者

保育所その他の児童が集団生活を営む施設として厚生労働省令で定めるものに通う障害児又は乳児院その他の児童が集団生活を営む施設として厚生労働省令で定めるものに入所する障害児であって、当該施設を訪問し、専門的な支援が必要と認められた障害児

※ なお、厚生労働省令で定めるものとは、乳児院、保育所、児童養護施設、幼稚園、小学校、特別支援学校、認定こども園その他児童が集団生活を営む施設として、市が認めた施設。

### (3) 基準支給量

月利用日数（日）
原則2週間に1度

※児童の状況にもよるが、原則2週間に1度の支援を基準とする（平成24年2月24日厚生労働省障害保健福祉主管課長会議資料参照）。

※障害児の状態等に鑑み、福祉事務所が必要と判断した場合には、原則の日数を超えて利用することができるとする。

### (4) 支給期間

1年の範囲内で、月を単位として市が認める期間（申請を行うことで更新が可能。）

### (5) 利用者負担

基本的に1割負担。（児童の保護者の属する世帯の所得状況を勘案し利用者負担上限月額を決定する。）

### (6) 留意事項

- 日を単位とするサービスの支給量の総和は原則31日を上限とする。ただし、短期入所など日中活動系サービスとの併用単価が設定されているサービスは除く。
- 乳児院又は児童養護施設に入所している障害児については、児童福祉法第27条第1項第3号に規定する措置によるものであることから、保育所等訪問支援の提供についても、児童福祉法第21条の6の規定に基づき、やむを得ない事由による措置として市町村が支援の提供を委託する。